新座市市民公益活動補償制度取扱要綱

（平成２０年３月２８日告示第８８号）

（趣旨）

第１条　この告示は、市民団体等が、市民公益活動中の事故により、当該活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与えた場合並びに市民団体等及び参加者が、市民公益活動中に負傷し、又は死亡した場合に、補償金を支払う新座市市民公益活動補償制度（以下「補償制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市民団体等　市内に活動の拠点を置き、市民により自発的、自主的に構成された団体及びその指導者並びに個人をいう。

⑵　市民公益活動　市民団体等が無報酬（実費弁償を除く。）で行う地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、国際交流活動等の社会的活動その他の市長が認める活動であって、継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接的活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。）をいう。

⑶　指導者　市民団体において市民公益活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者並びに市民団体の構成員に対して技術的指導を行う者並びにこれらに準じる者をいう。

⑷　参加者　市民公益活動（スポーツ・レクリエーション活動を除く。）に直接参加する者をいう。

（保険契約）

第３条　市長は、補償制度を保全するため、損害保険会社と保険契約を締結するものとする。

（対象事故）

第４条　補償制度の対象となる事故は、次に掲げるものとする。

⑴　損害賠償責任事故　市民団体等が、市民公益活動中に当該活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故

⑵　傷害事故　市民団体等及び参加者が、市民公益活動中（名簿等にあらかじめ氏名等を記載されている場合に限り、集合から解散までの通常の往復経路による移動中を含む。）に負傷し、又は死亡した事故

（適用除外）

第５条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、補償制度の対象としない。

⑴　第３条の規定により市長が保険契約を締結する損害保険会社（以下「保険会社」という。）が定める約款等において保険金支払対象外とされている事故

⑵　専ら自らのためにスポーツ、文化及び芸術活動を行う市民団体等による事故

（損害賠償責任事故の補償金額）

第６条　損害賠償責任事故に係る補償金額は、身体賠償及び財物賠償については１，０００円、保管物賠償については５，０００円を超える部分とし、その補償限度額は、別表第１のとおりとする。

（傷害事故の補償金額）

第７条　傷害事故に係る補償金額は、別表第２のとおりとする。

（登録の申請）

第８条　補償制度の適用を受けようとする市民団体等は、新座市市民公益活動補償制度登録申請書を市長に提出し、登録を受けなければならない。

（登録の決定及び通知）

第９条　前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、新座市市民公益活動補償制度登録決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の申請及び決定）

第１０条　前条の規定により登録の決定を受けた市民団体等（以下「登録団体等」という。）は、第８条の申請の内容を変更しようとするときは、新座市市民公益活動補償制度登録変更申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、新座市市民公益活動補償制度登録変更決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第１１条　市長は、登録団体等が市民公益活動を行う要件を欠いたとき、又は登録団体等として適切でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、新座市市民公益活動補償制度登録取消通知書により、その旨を登録団体等に通知するものとする。

（事故の報告）

第１２条　登録団体等は、市民公益活動中に事故が発生したときは、速やかに、新座市市民公益活動事故報告書（以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（事故の判定）

第１３条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補償制度の適用の可否を決定し、新座市市民公益活動補償制度適用・非適用決定通知書により、その旨を登録団体等に通知するとともに、補償制度の適用を決定したときは、同条の報告書を保険会社に提出するものとする。

（補償金の請求）

第１４条　前条の規定により補償制度の適用の決定を受けた者が、損害賠償責任事故に係る補償金の支払を受けようとするときは、損害賠償責任に係る示談、和解、訴訟等による法律上の問題の解決後に、傷害事故に係る補償金の支払を受けようとするときは、別表第２に定める補償区分の確定（入院補償及び通院補償にあっては、治療の完了）後に、新座市市民公益活動補償金請求書に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（支払手続）

第１５条　市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求に係る補償金相当分を保険会社に保険金として請求する。

２　市長は、前項の規定による保険金の請求に基づく保険会社の事故調査の終了後、保険金の支払を受けたときは、その全額を補償金として請求者に支払うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、市長が保険会社に対し、保険金を請求者に直接支払うことを要請した場合は、保険会社が請求者の指定する金融機関の口座に保険金を振り込むことにより、補償金の支払に代えることができる。

４　前２項の規定による補償金の支払を受けた者は、補償金受領書を市長に提出するものとする。

（準用規定）

第１６条　この告示に定めのない事項については、保険会社の定める約款等の規定を準用する。

（委任）

第１７条　この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補償制度に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年告示第１２３号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年告示第１１７号）

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年告示第５０７号）

この告示は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（令和元年告示第７４号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第１（第６条関係）

賠償区分	補償限度額
身体賠償	１人につき５，０００万円 １事故につき３億円
財物賠償	１事故につき３００万円
保管物賠償	１事故につき１００万円

備考

１　生産物事故（製造、販売又は提供をした財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後にその作業の結果によって生じた事故をいう。）に係る補償金額の総合計の限度額は、１保険契約期間につき身体賠償にあっては３億円、財物賠償にあっては３００万円とする。

２　保管物賠償に係る補償金額の総合計の限度額は、１保険契約期間につき１００万円とする。

別表第２（第７条関係）

補償区分	補償金額
死亡補償（事故発生の日から１８０日以内に死亡したとき。）	１人につき５００万円
後遺障がい補償（事故発生の日から１８０日以内に後遺障がいが生じたとき。）	１人につき１５万円から５００万円の範囲
入院補償（事故発生の日又は発症の日から１８０日以内の入院とし、１８０日を限度とする。）	１人につき日額３，０００円
通院補償（事故発生の日又は発症の日から１８０日以内の通院とし、９０日を限度とする。）	１人につき日額２，０００円

備考

手術を伴う入院の場合は、入院補償の日額に別に定める手術の種類に応じた倍率を乗じて得た額を補償する。